

宍粟市部活動地域展開推進委員会開催要項

1 趣 旨

令和4年文部科学省は、「少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要があり、その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要」として、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を示した。このような中、本市においては、令和5年に宍粟市スポーツ推進計画を策定し、基本施策に地域移行に向けた体制構築を明記した。また、総合教育会議において、部活動の在り方及び地域移行に向けたロードマップ等の協議を行うとともに、地域移行に向けた取組について、情報共有や他団体との調整を行うための担当者会を進めてきた（教育委員会学校教育課、社会教育文化財課、市民生活部まちづくり推進課）。加えて、宍粟市中学校の運動・文化部活動のあり方に関する協議会を開催し、本市中学校部活動の地域移行に向けて、準備を行ってきたところである。

そこで、本市における中学校生徒の望ましい運動・文化部活動の地域展開に向けて、年次計画・体制整備、環境整備等について検討・準備をさらに推進するため、宍粟市部活動地域展開推進委員会を開催する。

2 協議内容

(1) 宍粟市部活動地域展開推進委員会の設置

生徒の望ましい運動・文化部活動の年次計画・体制整備、環境整備等に向けて協議するため、宍粟市部活動地域展開推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

ア 委員構成：学識経験者、地域スポーツ団体の代表者、地域文化団体の代表者、保護者代表、学校・教職員代表者等

イ 開催回数

年3回（各学期に1回程度）

ウ 令和7年度の主な協議内容

- ① 今後の地域展開に向けた年次計画（学校教育課）、体制整備・環境整備（まちづくり推進課、社会教育文化財課、施設整備課）について
- ② 教職員・保護者・生徒アンケートによる、ニーズを踏まえた本市の課題整理
- ③ 実証事業をふまえ、本市における地域展開の取組の方向性や課題の明確化
- ④ 宍粟市の実情を踏まえた、地域クラブ活動のモデル構築や検証のための国の実証事業実施の評価・検証

(2) 本市における部活動の地域展開に向けた方針・年次計画等の策定

ア 部活動の地域展開に向けた取組スケジュールに基づき、体制整備の方向性を決定する。

- ① 休日・平日における部活動の地域展開スケジュールについて（学校教育課）
- ② 受入場所や団体、人材確保についての登録窓口の設置等、ニーズと受入のマッチングについての具体化（まちづくり推進課、社会教育文化財課）
- ③ 保護者負担の増加とならない活動場所や交通手段の確保等の環境整備（まちづくり推進課、施設整備課）

イ 市内児童生徒・保護者、地域への情報発信

部活動地域展開についてのチラシを作成し、今後の部活動地域展開スケジュール等について広く共有を図り、生徒の持続可能な運動・文化部活動について、引き続き議論を進める。